

国立大学法人京都大学会計規程新旧対照表

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(予算の作成)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 総長は、作成した予算案について、<u>法人法第20条第1項に定める経営協議会</u> (以下「<u>経営協議会</u>」という。) 及び <u>法人法第21条第1項に定める教育研究評議会</u>による審議の後、<u>法人法第11条第2項に定める役員会</u> (以下「<u>役員会</u>」という。) の議を経て、予算を決定する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(長期借入金及び京都大学法人債)</p> <p>第32条 総長が、<u>法人法第33条</u>に定める長期借入金をし、又は京都大学法人債を発行する必要があると認める場合には、<u>経営協議会</u>による審議及び役員会の議を経た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(予算の作成)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>2 総長は、作成した予算案について、<u>経営協議会</u>及び<u>教育研究評議会</u>による審議の後、役員会の議を経て、予算を決定する。</p> <p>(長期借入金及び京都大学法人債)</p> <p>第32条 総長が、<u>法人法</u>に定める長期借入金をし、又は京都大学法人債を発行する必要があると認める場合には、<u>経営協議会</u>による審議及び役員会の議を経た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> |